

白井市障害者計画（素案）

令和●年●月

白井市

目次

第1章 序論.....	1
1 計画の策定、趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ.....	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	6
第2章 障がいのある人の現状.....	7
1 障がいのある人等の状況	7
(1)手帳所持者の状況.....	7
(2)難病等疾患患者数の状況.....	8
(3)障害支援区分認定の状況.....	9
2 現計画の評価	10
3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点	12
(1)アンケート調査の概要	12
(2)ヒアリング調査の概要	12
(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ.....	14
4 障がい別、年齢別で特に留意すべき課題.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の目標像.....	23
2 計画の基本方針	24
《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進	24
《基本方針2》社会参加の支援・促進.....	25
《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進.....	26
3 計画の体系	27
4 重点施策	28
(1)基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実	28
(2)交流や理解、意見交換のための活動の支援	28
(3)地域で障がいのある人が安心して地域で暮らせる仕組みづくり.....	28

《「障害」の「害」の字等の表記について》

本市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第 1 章 序 論

1 計画の策定、趣旨

本市の障害者計画は、平成24年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律＊1が施行され、平成25年には、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律＊2に改正施行、平成26年には障害者権利条約の批准や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律＊3が制定されるなど、障がい者福祉が大きな転換期にきたことを踏まえ、平成28年3月に「白井市障害者計画2016-2025」を策定しました。

障害福祉に関連する社会情勢の変化や、障がいのある人の人数増加等を踏まえ、本計画は計画期間の半分が終了する令和2年度に「白井市障害者計画2016-2025」中間見直し版を策定しました。

このたび、「白井市障害者計画2016-2025（中間見直し版）」の計画期間が令和7（2025）年が最終年になるため、令和7年4月に保健福祉センター内に、「白井市基幹相談支援センター」がオープンするなどの変化を踏まえ、令和8年を初年度とする「白井市障害者計画2026－2032」を策定します。

- ＊1 以下、障害者虐待防止法と記載します。
- ＊2 以下、障害者総合支援法と記載します
- ＊3 以下、障害者差別解消法と記載します。

表 白井市障害者計画のあゆみ

年月	計画名	概要	備考
平成9年 3月	白井町障害者計画－ 理解と参加による社会 づくりをめざして－	基本理念は「誰もが社会に参加 し、一人ひとりが自らの生き方を主 体的に選択し決定できる社会の実 現」	白井市(町)ではじめての障 害者計画
平成 14 年	白井市障害者計画(中 間見直し)	「白井町障害者計画」の中間見直 し(平成 13 年 4 月 1 日に市制施 行)	
平成 19 年 3月	白井市障害福祉プラン (白井市障害者計画・ 第1期障害福祉計画)	障害者自立支援法で新たに策定 が義務づけられた市町村障害福 祉計画(第1期)を含む計画	支援費制度(平成 15 年～)、 障害者自立支援法に基づく3 障がい(身体、知的、精神)が 一元のサービス体系に移行 (平成 18 年～)
平成 27 年 3月	白井市障害者計画 2016-2025	白井市障害福祉プランのうち、障 害者基本法に基づく障害者計画に かかる部分の改定	平成 24 年 障害者虐待防止法 平成 25 年 障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律 平成 25 年6月 障害者差別解消法 平成 26 年1月 障害者権利条約の批准
令和3年3 月	白井市障害者計画 2016-2025(見直し 版の策定)	白井市障害者計画 2016-2025 の中間見直しとして策定	

表 近年の障がい者施策の動向

年	動向	主な内容
平成 24 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)施行	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置等を定めている。
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行	障害者自立支援法に代わり制定された。障がいの対象に難病が加わった他、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	各種障がいに関する法律の整備が進んだため、平成 25 年 12 月に障害者権利条約の締結が国会で承認され、平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、条約の締結国となった。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
平成 30 年	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律	障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るものとして施行された。
令和 3 年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(社会福祉法の改正)の施行	「包括的な相談体制の整備」が位置づけられ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などが定められた。
令和 5 年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの大綱を束ねた「こども大綱」を策定した。

年	動向	主な内容
令和5年	こども基本法の施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めるために施行された。
	地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。
令和 6 年	改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度等が定められた。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて定められた。

2 計画の性格と位置づけ

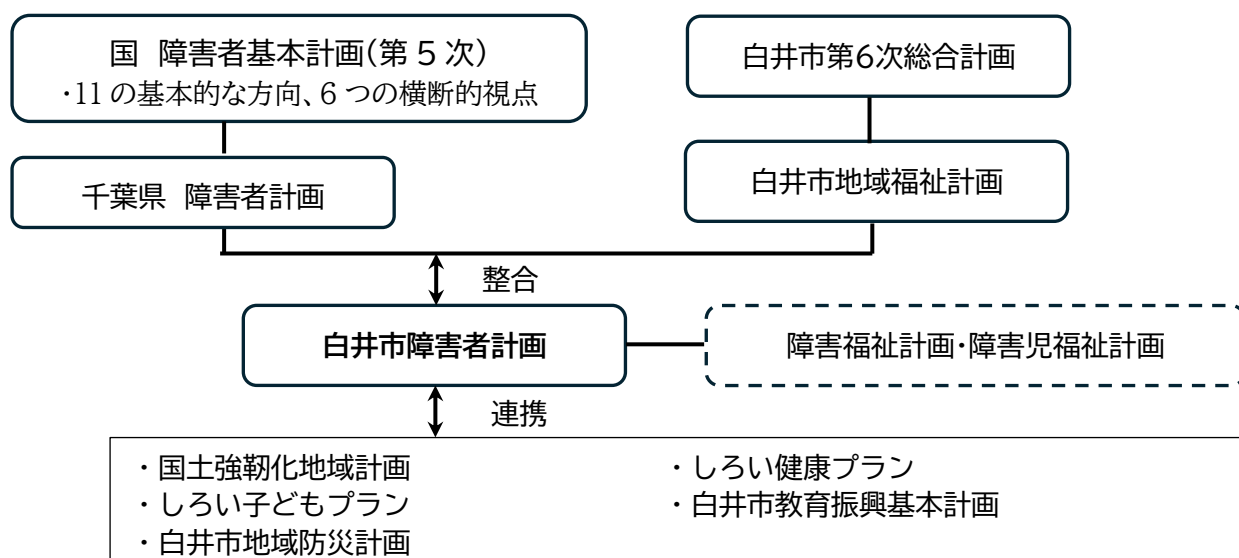
◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法第11条第3項市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

白井市第6次総合計画（前期基本計画の期間：令和8～12年度）及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定します。

また、国の障害者基本計画に位置づけられた6つの横断的視点、11の基本的な方向をはじめとして、千葉県障害者基本計画や、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図 計画の体系



【参考】 〈障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画〉

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
主な内容	障がい者のための施策に関する 基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の 確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期

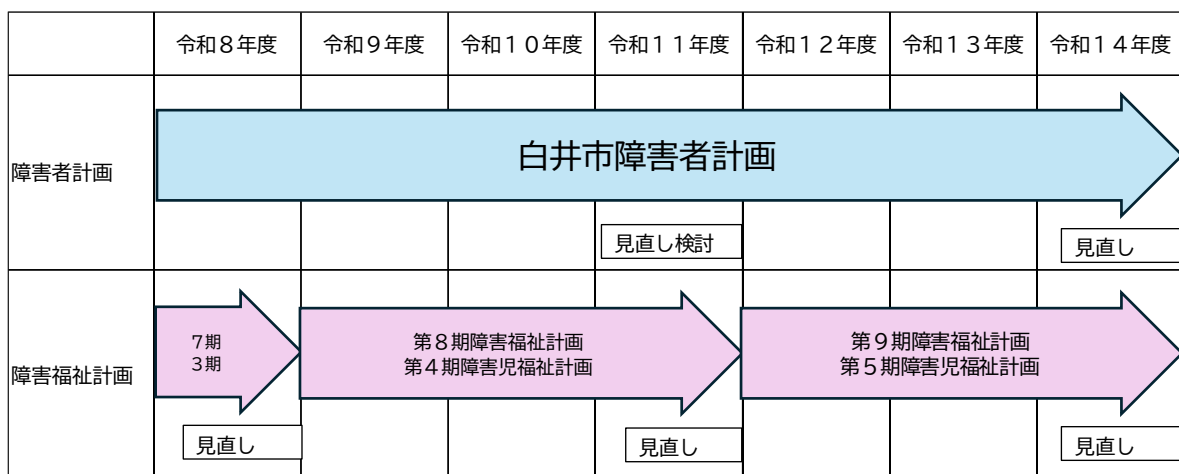
3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。「白井市障害福祉計画・障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

また、評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。

ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、市は、白井市障害者計画等策定委員会(同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会)の意見を聴いたうえで必要最低限の変更を行うものとします。

図 計画対象年度



4 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、策定委員会や庁内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や障がい者団体等へのヒアリング等を実施することで、課題の把握に努めました。

第 2 章 障 がいのある人の現状

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和6年における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,705人で、総人口62,364人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.7%、療育手帳(知的障がい)は495人で総人口のおよそ0.8%、精神障害者保健福祉手帳は609人で、総人口のおよそ1.0%となっています。なお、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は1,073人で、総人口のおよそ1.7%となっています。

知的、精神障がい者とも、手帳所持者数が増加傾向です。また、身体障害者手帳は、令和5年度に、死亡等の職権一括削除による調整が行われました。

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視 覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢 体不自由	内 部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
令和2年度	1,660	93	134	25	800	608	400	434
令和3年度	1,706	92	141	24	810	639	414	499
令和4年度	1,753	98	149	22	827	657	450	532
令和5年度	1,686	98	141	18	779	650	473	563
令和6年度	1,705	101	147	22	775	660	495	609

資料：白井市障害福祉課

■障がい者（児）数 ～種類・程度別内訳～ 令和6年度末 (単位：人)

●身体障がい

級 別	人 数	比 率
1 級	608	35.7%
2 級	248	14.5%
3 級	223	13.1%
4 級	440	25.8%
5 級	83	4.9%
6 級	103	6.0%
合 計	1,705	100.0%
(うち障がい児)	41	2.4%

年 代	人 数	比 率
18歳未満	41	2.4%
18歳以上40歳未満	108	6.3%
40歳以上65歳未満	384	22.5%
65歳以上	1,172	68.7%
合 計	1,705	100.0%

資料：白井市障害福祉課

身体障害者手帳の等級をみると、1級が全体の35.7%を占めており、最も高くなっています。また、年齢別では65歳以上の方の比率が68.7%と最も高くなっています。

●知的障がい

	軽度	中度	重度	合 計	比 率
18歳未満	96	33	42	171	34.5%
18歳以上65歳未満	111	83	119	313	63.2%
65歳以上	2	2	7	11	2.2%
合 計	209	118	168	495	100.0%
比 率	42.2%	23.8%	33.9%	100.0%	

資料：白井市障害福祉課

療育手帳所持者の手帳の程度は、軽度が42.2%と最も高くなっています。また、年齢別では18歳以上65歳未満が63.2%と最も高くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上65歳未満	65歳以上	総数
1,073	65	372	172	609	26	515	68	609
-	10.7%	61.1%	28.2%	100.0%	4.3%	84.6%	11.2%	100.0%

資料：白井市障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の程度は、2級が61.1%と最も高くなっています。また、年齢別では20歳以上65歳未満が84.6%となっています。

(2) 難病等疾患数の状況

本市が把握している、令和6年度における難病等疾患患者数は、特定医療費(指定難病)の受給者証所持者が448人、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が42人です。

特定医療費(指定難病)の受給者数は増加傾向であり、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はやや減少傾向となっています。

■「難病等受給者証」所持者数

	所持者数 (人)	うち「小児慢性特定疾患医療」(人)
令和2年度	405	62
令和3年度	377	51
令和4年度	410	51
令和5年度	437	49
令和6年度	448	42

資料：印旛保健所事業年報

(3) 障害支援区分認定の状況

障害支援区分の認定者数は、増加しており、令和6年度では218人となっています。区分別では、いずれの年度も、最重度である「区分6」の人が最も多くなっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	3	27	42	28	21	51	172
令和3年度	3	37	35	37	23	53	188
令和4年度	2	38	37	34	28	54	193
令和5年度	2	42	38	38	27	58	205
令和6年度	2	55	38	34	27	62	218

資料：白井市障害福祉課

2 現計画の評価

現計画の評価は、各事業等における実施事項に対して担当課等が自己評価を行い、施策の方向ごとに平均点を算出しました。

自己評価の配点は、満点が3点で、以下の4段階となっており、各事業単位で評価を行い、その上で「施策の方向」単位で平均点を求め、その結果を A、B、C、D の4段階で評価しました。

表 自己評価の配点表（満点：3点）

◎当初見込み以上の実績や成果があった	:3点
○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった	:2点
△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった	:1点
×実績や成果が全くなかった	:0点

表 自己評価平均点の評価基準

A：平均点が2点以上	C：平均点が1.0～1.5点未満
B：平均点が1.5～2点未満	D：平均点が1.0未満

その結果、合計で10項目の施策の方向の中で、A評価が6項目、B評価が4項目となっています。

表 現計画の評価結果（総括表）

基本 目標	施策の方向	施策	評価点				評 価
			R3	R4	R5	R6	
1 地域 での自 立生活 への支 援の推 進	(1)相談体制・情報提供の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実	1.73	1.93	1.80	1.80	B
	(2)権利擁護体制の充実	①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の促進 ③選挙における配慮の実施 ④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進	2.00	2.19	2.19	2.13	A
	(3)福祉サービスの充実と支援施設の整備	①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実	1.83	1.88	1.88	2.17	A
	(4)保健・医療サービスの充実	①早期発見・療育の体制の充実 ②保健サービスの充実 ③医療につなげる支援の充実	1.83	1.83	1.93	1.83	B

基本目標	施策の方向	施策	評価点				評価
			R3	R4	R5	R6	
2 社会参加の支援・促進	(1)障がい児の保育・教育の充実	①早期療育・保育の充実 ②学校教育(特別支援教育)の推進 ③インクルーシブ教育システムの推進 ④放課後対策の充実	2.36	2.36	2.45	2.45	A
	(2)就労の支援・促進	①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進	2.11	2.11	2.14	2.14	A
	(3)各種活動の支援・促進	①外出、コミュニケーション支援施策の推進 ②スポーツ・文化芸術活動等の促進 ③当事者団体等の育成・支援	1.43	1.85	1.49	1.77	B
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(1)福祉活動の促進	①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進	1.88	2.20	2.37	2.35	A
	(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	①外出環境の整備(福祉のまちづくり) ②住宅バリアフリーの促進	1.86	1.86	2.14	2.14	A
	(3)防災・防犯等対策の推進	①防災・防犯等対策の推進 ②消費生活相談の実施	1.75	1.71	1.71	1.92	B
平均点			1.88	1.99	2.01	2.07	

3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点

(1) アンケート調査の概要

本市では、令和8(2026)年度を初年度とする次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、住民の生活での様子や考え方を把握し、計画策定や施策の推進に役立てるため、アンケートを実施しました。

表 市民アンケート調査の実施概要

区分	①身体障がい	②知的障がい	③精神障がい	④障がい児	⑤一般市民	⑥中学生
サンプル数 (票)	1,097	223	402	278	500	654
有効回収数 (票)	紙 503 Web 65	紙 76 Web 26	紙 125 Web 51	紙 78 Web 62	紙 143 Web 65	538
有効回収率 (%)	51.8%	45.7%	43.8%	50.4%	41.6%	82.3%
調査方法	郵送配布・回収(回収はweb回収を併用)					学校配布 Web回収
アンケート回収期間	令和6年12月23日(月)～令和7年1月17日(金)					令和7年 2月

(2) ヒアリング調査の概要

次期障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況や意見等について、アンケート調査では取得しにくい情報を収集するため、市内の障害福祉サービス事業所・障がい者関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。

① 実施方法

ヒアリングシートを事前に各団体・事業所等に送付し、記入を依頼しました。対面聞き取り(ヒアリング)については、各団体・事業所等の希望に基づき実施しています。

なお、調査票には、本調査実施直前に市で実施した「地域福祉計画策定のためのヒアリング調査」により意見をいただき、その内容で良い場合には、本調査票の回答はしなくても良い仕様にすることで、団体や事業所の負担軽減を図っています。

② 対象団体

障がい者関係団体ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内で活動している障がい者関係団体に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した団体を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から7月23日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	15 団体
回収数	12 団体
回収率	80.0%

障がい者関係事業所ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内の障がい者関係事業所に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した事業所を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から4月11日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	42 事業所
回収数	22 事業所
回収率	52.4%

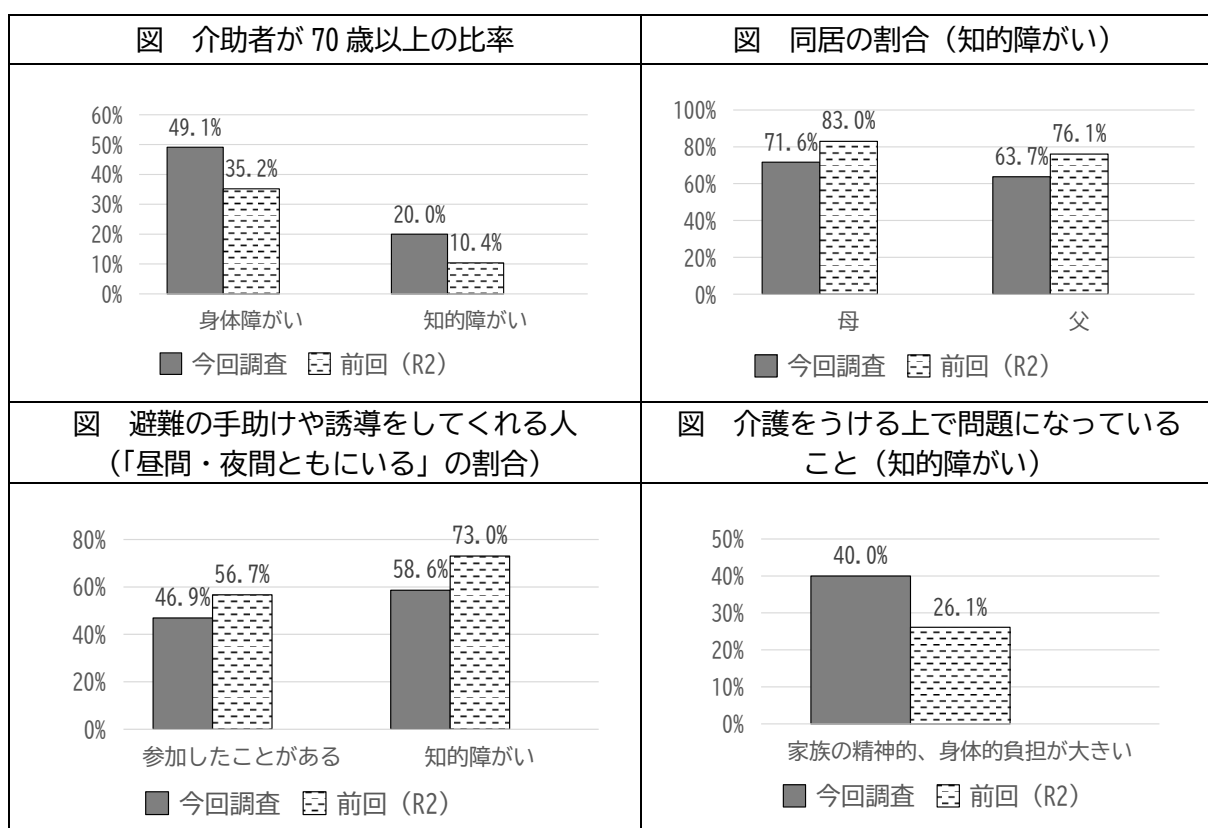
(3) アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ

アンケート、ヒアリング調査結果に基づいたまとめの作成にあたっては、調査結果の要約を基礎調査報告書として整理した上で、特に今回の調査の中で顕著となった内容を中心に、5項目にまとめました。

その1 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要です。

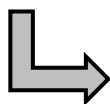
アンケート結果をみると、介助する人の高齢化が進んでおり、特に身体、知的障がいの人を介助する人で顕著な傾向となっています。特に知的障がいの方は、母や父と同居する人の割合が減っていることもあり、例えば災害時に身近に避難や誘導が出来る人の割合が低下しています。

また、介助を行う家族の負担も大きくなっており、負担軽減が必要です。



(必要な施策)

- ・ 介助を行う家族等の高齢化が進んでも、障がいのある人が安心して住み続けられるような支援が必要です。
- ・ ひとり暮らし等、その人の希望に応じた住まい方ができるようにすることが必要です。



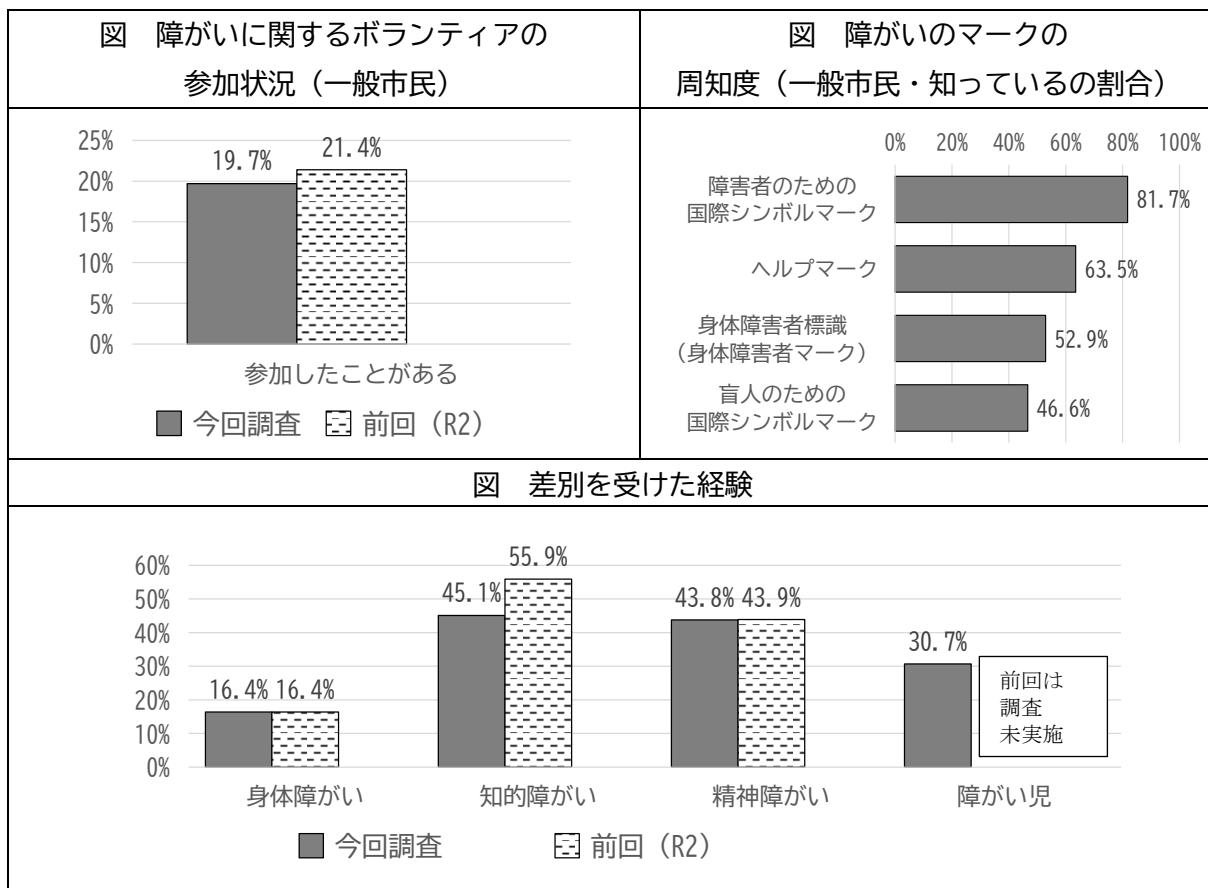
基本方針 2 3 各種活動への支援・促進に
「家族等の支援」の要素を加えた上で反映

その2 障がいのない人が、障がい者のことをもっと知る環境をつくる必要があります。

アンケート結果をみると、一般市民や中学生は障がい者との交流等は比較的積極的に行う傾向はあるものの、障がい者の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。

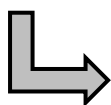
また、障がい者を支援する団体や人に対しての理解も進める必要があります。

アンケート結果をみると、差別を受けたと回答する障がい者は、特に知的障がい、精神障がいが高くなっています。



（必要な施策）

- ・障がいのない人が、障がいなどについて学ぶ場が必要です。
- ・障がいのある人とない人が、交流する場が必要です。
- ・障がい者への差別がない社会の実現に向けた取組が必要です。



基本方針 1 3 権利擁護体制の充実
基本方針 3 1 福祉活動の推進

その3 不足する障害福祉サービスの充実が必要です。

不足するサービスとしては、同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームに加え、ヘルパーの不足が指摘されています。特にヘルパーが不足することにより、入浴介助や身体介護をする人が不足する結果になっています。

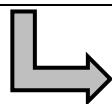
障がい児に対する相談支援事業所が不足しています。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (要望等が多いサービス、重要なサービス、利用が増えるサービス)
・同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービス ・グループホーム ・外出支援(免許の返納による) ・利用時間の延長や宿泊の希望が多くあるが、事業所単体での対応が難しい。
障がい者関係事業所ヒアリング調査 (ニーズは高いが、供給不足のサービスとその理由)
・移動支援、行動支援、ショートステイ、グループホーム、同行援護については供給不足。 ・介護者の人材不足が課題。ヘルパーが減少しており、職員への負担や確保が難しい。 ・特に入浴介助や排泄介助等、身体的な介助を必要とするケアに対応できるヘルパーの減少。 ・放課後等デイサービスは、必要な日数分を利用できない、子どもに必要なタイミングで利用を始めることや支援内容にそった事業所を選びにくい。 ・障がい児に関する相談支援事業所の不足。 など



(必要な施策)

- ・国や県と連携しつつ、障害福祉サービスの人材確保を図ること。
- ・関係機関と連携しつつ、障害福祉サービスの報酬が適正に改正されるように国に働きかけること。



基本方針1 5福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)

その4 障害福祉サービスとその他のサービスとの連携。

障害福祉サービスでは対応できない、家事援助などの周辺のサービスの提供体制の充実が必要です。

介護保険のサービスと障害福祉サービスとの連携や、障害者手帳所持者に対する介護保険サービスに関する情報提供が必要です。

引きこもりの方への支援や、契約や金銭管理等の支援が必要です。

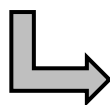
相談支援事業所とのさらなる連携が必要です。また、多職種連携を進めることが必要です。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (地域生活について)
・福祉サービスではまかない切れない、隙間のサービスが課題。 ・いわゆる「引きこもり」の人への支援が必要。 ・障がい者が高齢者になった際、デイサービス等が受け入れてもらえず、受け入れ先確保が大変 など
障がい者関係事業所ヒアリング調査
・同居家族がいると家事援助ができない場合があり、家事で困っていることで、内容により制度外となるものがあれば、自費サービスで対応するしかない。 ・相談支援事業所との連携が難しい。担当がその都度変わっている事が多く、情報共有がしにくい。 ・グループホームに入居した子ども(障がい者)が、親の体調悪化による連絡で動揺するなど、相談支援専門員やケアマネと、あるいは医療関係者とも連携が十分に取れていない。 ・事業者間の交流をすすめるとともに、顔の見える関係性づくり。 など



(必要な施策)

- ・障害福祉サービスでは対応できないが、需要のあるサービスについて供給体制の充実。
- ・障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報提供や、安心してサービスを受けることが出来る体制づくり。
- ・相談支援事業所と事業者間や、事業者同士の連携の強化。
- ・契約や金銭管理等に関する支援。



基本方針1 2 情報提供手段の充実 (新設)
5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
6 保健・医療サービスの充実

その5 わかりやすい情報提供。

情報提供については、障がいの種別や年齢により、「市のお知らせ」「スマートフォンでの情報提供」など、情報提供を求める媒体が異なるため、複数の媒体での情報提供が必要です。

制度に関する情報が分かりにくい等の問題があるため、わかりやすい情報提供が必要です。また、基幹相談支援センターの周知に引き続き努める必要があります。

図 市の情報の入手先（上位2つ）

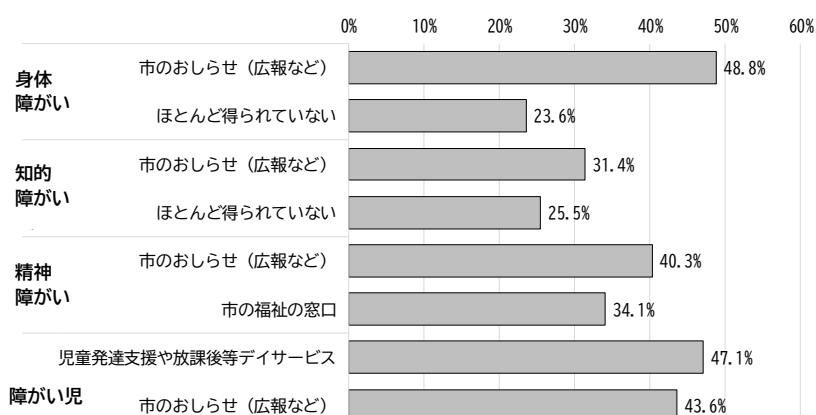


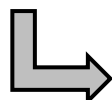
図 希望する情報媒体（最も多い回答）

障がいの種別	希望する媒体	割合	「スマートフォンで見ることが出来る媒体での提供」の割合が最も高い年代
身体障がい	広報紙等による情報提供	51.8%	30代以下～50代
知的障がい	広報紙等による情報提供	33.3%	該当なし
精神障がい	広報紙等による情報提供	43.8%	20代以下～40代
障がい児	スマートフォンで見ることが出来る媒体での提供	66.4%	



（必要な施策）

- ・年齢が若い障がい者向けに、スマホ対応での情報提供。
- ・障がい者が求める形での情報提供。



基本方針 1 2 情報提供手段の充実（新設）

4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題

課題について、障がい別、年齢別の視点からみた特徴的な課題を整理しました。
内容は、「(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ」と重複するものも多いですが、障がい種別、年齢別でみた場合、特徴的な課題を重点的に抽出しています。

(1) 身体障がい

主に対応する施策 (P24～)

視覚障がいのある人に必要な情報が行き届いていない。
点字依頼に関する情報の不足。
視覚障がいのある人のニーズの把握や交流の機会。
音訳への潜在的なニーズの把握。
聴覚障がいのある人に向けた、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮。

1-2 情報提供手段の充実 (新設)
1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)

肢体不自由の人には点字ブロックが段差となることがある。

3-2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 知的障がい

当事者及び親の高齢化に伴う、将来的には当事者が一人で暮らしていくことの出来る仕組みづくり。現状ではグループホームの数が少ない。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
2-3 各種活動の支援・

知的障がいのある人の働く場の確保。

2-2 就労の支援・促進

興味があっても、スポーツをする環境がないこと。

2-4 文化・芸術・スポーツの振興 (新設)

差別等を受けた経験がある人が、前回調査よりは減少傾向になっているものの、全体の約半数となっており、改善が必要。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

(3) 精神障がい

主に対応する施策 (P24～)

地域で安心して暮らすために、賃貸住宅を安心して借りられるようにすること。

3-2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

職場の人たちの障がいへの理解促進。

精神障がいのある人を対象に、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みづくり。生活リズムを確立するための自立訓練(生活訓練)の場の確保。

2-2 就労の支援・促進

差別等を受けた経験がある人が、全体の4割となっており、偏見の解消等が必要。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

精神障がいの人や家族は、世間から孤立しやすく家族だけで問題を抱えがちであること。また、精神障がいのある人が気軽に立ち寄れる場が必要。

1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり (新設)

精神障がいのある人は、医療機関が市内に少なく、市外に通院するので、核となるものがない。発達障がいのある人も専門病院にかかるまで時間がかかること。

入院中は精神保健福祉士が対応するが、退院すると、外来生活相談的な相談がしにくい。

1-1 相談体制の充実 (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)

(4) 障がい児

主に対応する施策 (P24~)

保護者が就労する上での課題としては、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しいという意見が多く、仕事と療育の両立が困難。

同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足。

放課後等デイサービスで、必要な日数望分を利用できない、子どもに必要なタイミングでの利用開始が難しい、支援内容にそって事業所を選びにくい。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

保護者の悩みの相談場所としては、家族・親族の次に「通所している療育施設」となっており、療育施設での相談・対応の継続。

支援級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、内服薬の相談、発達の悩み事などの相談への対応。

障がい児向けの相談支援事業所の不足。

1-1 相談体制の充実
(新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

差別等を受けた経験がある人が、全体の3割、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した人が多い。

1-3 権利擁護体制の充実

特別支援学校等に通う子どもの保護者同士での交流の場が少ない。

重度の障がい児で、医療的ケアが必要な場合、引きこもりになりがちのため、活動の場の提供が必要。

発達障がいのある子どもと、そうでない子どもとの交流機会の確保。

1-4 交流や理解・意見交換が行える地域づくり
(新設)
3-1 福祉活動の促進

子どもの発達の知識のある専門医の不足(小児神経科医、児童精神科医)。

1-6 保健・医療サービスの充実

(5) 一般市民

主に対応する施策 (P24～)

障がいや障がい者についての理解が足りないことが課題であるため、障がいの理解に関する講座等の開催。

1-4 交流や理解・意見
交換が行える地域づく
り (新設)
3-1 福祉活動の促進

(6) 介護保険が優先になる年齢になった障がい者

主に対応する施策

障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際の、情報提供。

1-2 情報提供手段の
充実 (新設)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害者計画2016-2025では計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第6次総合計画の基本理念では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想とし、将来像は「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐも、目標像に、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という意味を加えるため、目標像に「ともに参加して、活躍できる」という文言を加え

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり**

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本方針

目標像を達成するため、以下の3つの基本方針を設定します。

《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進

全ての障がい者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努めます。また、障がいのある人となない人が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制の充実

令和7年4月に新設された基幹相談支援センターをはじめとして、相談体制の充実を図ります。また、障がいとそれ以外の複合的な相談に対しても、積極的に対応します。

(2) 情報提供手段の充実

障がいのある人や家族等が求める情報提供手段に基づき、よりわかりやすい形での情報提供に努めます。

(3) 権利擁護体制の充実

障がいのある人が、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れるよう、権利の擁護に努めます。

(4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり

障がいのある人となない人や、障がい者同士がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

障害福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどにかかる人材の確保を図ります。

(6) 保健・医療サービスの充実

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本方針２》社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。

あわせて、障がいのある人の家族などの方への支援を充実します。

（１）障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもが、地域の中で障がいのない子どもたちとともに暮らしながら、自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実に努めます。

（２）就労の支援・促進

就労支援や就労後の定着支援に加え、障がいのある人を雇用している事業者に対して情報提供等に努めます。

（３）各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、障がいのない人と一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族の方などへの支援を充実します。

（４）文化・芸術・スポーツの振興

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校を卒業してしまうと参加の機会が少ないスポーツ活動についても、障がいのある人が気軽に参加できるようにします。

《基本方針３》快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(１)福祉活動の促進

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいや障がいのある人についての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(２)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、すべての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

(３)防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、障がいのある人が災害時でも可能な限り安全に避難できるよう、防災・防犯等の体制の整備を進めます。また、障害のある人の消費者としての権利を守る体制整備を進めます。

3 計画の体系

目標像

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

基本方針	施策の方向
1 地域での自立生活への支援の推進	(1) <u>相談体制の充実</u> ①相談支援の充実 ②重層的な相談支援体制の充実 (2) <u>情報提供手段の充実</u> ①情報格差の解消 ②わかりやすい情報の発信 ③DX への対応 (3) <u>権利擁護体制の充実</u> ①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の推進 ③障がい者虐待防止・差別解消の推進 (4) <u>交流や理解、意見交換が行える地域づくり</u> ①交流事業の推進 ②交流の場の支援 (5) <u>福祉サービスの充実と福祉人材の確保</u> ①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③福祉人材の確保 (6) <u>保健・医療サービスの充実</u> ① 早期発見、療育体制の充実 ②保健サービスの充実 ③ 医療につなげる支援の充実
2 社会参加の支援・促進	(1) <u>障がい児の保育・教育の充実</u> ①早期療育・保育の充実 ②学校教育(特別支援教育)の充実 ③インクルーシブシステムの推進(交流学級、障がい理解の教育) (2) <u>就労の支援・促進</u> ①一般就労の推進 ②福祉的就労の推進(優先調達など) (3) <u>各種活動の支援・促進</u> ①外出、コミュニケーション支援の推進 ②家族支援 (4) <u>文化・芸術・スポーツの振興</u> ①スポーツ・文化・芸術活動への支援促進 ②当事者団体の育成支援
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	(1) <u>福祉活動の促進</u> ①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進 (2) <u>バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</u> ①外出環境の整備 ②住宅バリアフリーの推進 (3) <u>防災・防犯等対策の推進</u> ①防災・防犯対策

*施策の方向の内容がわかりやすいよう、1つ下の項目まで入れていました。―は新設・改訂。

4 重点施策

(1) 白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実

令和7年4月に開所した、白井市基幹相談支援センターは、地域の障がい者の総合的な相談窓口として機能しています。

本施設では、障がい者本人に限らず、支援者や支援機関から、障がいに関する事項だけでなく、障がいのある人を支援する家族に関する事など、多様な相談を受け付けています。

【主な重点施策】

- 白井市基幹相談支援センターの周知を図ります。

(2) 交流や理解、意見交換のための活動の支援

障がいのある人とない人や、障がい者同士がより積極的に交流することで、お互いを良く知ることが大切です。そのため、現在でも多くの交流活動が行われていますが、より多くの人が参加できる取り組み等を進めます。

【主な重点施策】

調整中

(3) 障がいのある人が安心して地域で暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、日中活動の場や居住(住まい)の場等の整備を進めます。

また、地域で障がいのある人が、安心して居住できるような環境を整備します。

あわせて、障がいのある人が災害時にも必要な支援を受けることが出来るよう、引き続き仕組みづくりを行います。

【主な重点施策】

調整中